

三田市こども・地域食堂支援事業補助金

令和8年度 募集要領

三田市では、こども及び困窮家庭の孤立防止又は支援を主な目的とするこども・地域食堂事業（以下、「事業」という。）に要する経費の一部を補助します。

時期	募集受付期間	補助対象期間	実績報告期間
第1期	令和8年4月15日 ～令和8年5月31日	令和8年4月1日 ～実績報告日	以下①②のいずれか早い日 まで
第2期	令和8年6月1日 ～令和8年12月25日	交付決定日 ～実績報告日	①令和8年度事業の完了後 2週間以内 ②令和9年3月31日

【申請先・問い合わせ先】

〒669-1595 三田市三輪2丁目1-1
三田市役所 こども未来部 こども政策課
電話：079-559-5079
FAX：079-563-3611
MAIL：kodomoseisaku@city.sanda.lg.jp

1 対象団体

補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ① 5人以上で構成され、役員等の体制が整っていること。
- ② 補助金交付申請日前1年以内に、こども・地域食堂の開催の実績が3回以上あること。
- ③ こども・地域食堂を市内で1年以上継続して開催する意思及び能力を有すると認められること。
- ④ 当該補助金の目的を理解し、行政、社会福祉協議会、学校関係者及び地域住民（民生委員・児童委員、区・自治会、まちづくり協議会、ふれあい活動推進協議会等）と連携・協力する意思があること。
- ⑤ 代表者及び会計を定めており、金融機関の口座及び通帳を所有し、かつ、明朗な会計及び経理を実施又は報告することができる団体であること。
- ⑥ 所管の健康福祉事務所に相談し必要に応じた指導・助言を求める等、安全性や衛生管理に十分注意し参加者及び従事者の安全確保に努めていること。
- ⑦ 営利又は政治、宗教若しくは思想活動を目的とする団体ではないこと。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者を含む団体でないこと。
- ⑨ 補助対象となるこども・地域食堂事業と当該事業以外の経費とを区分し、その収入及び支出を明らかにできること。

2 対象となる事業

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ① こども及び困窮家庭の孤立防止又は支援を主な事業目的とし、三田市内で概ね月1回以上、定期的に開催する計画があること。
- ② 1回の開催あたり1時間以上の事業であること。
- ③ 参加費は、無料又は低額（実費相当程度）であること。

3 対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とします。実績報告にあたり、領収書又はレシートの写しが必要です。

費 目	内 容
食材費	食材の購入費
消耗品費	箸、食器、容器、調理器具、衛生用品、文房具等
備品費	電化製品等
使用料・賃借料	実施会場等の使用料又は賃借料
通信運搬費	郵便・送料、電話料金等
印刷製本費	チラシ、ポスター、その他資料印刷費
手数料・負担金	食品衛生責任者養成講習会等の受講料・研修負担金等
保険料	傷害・賠償責任等の保険料等
謝礼金	ボランティア等への謝礼金

<注意事項>

- ※ 三田市以外の他の助成等を受けている事業と同一事業かつ同一費目については、対象経費を区分して、明確に費用を分けて実施し、補助対象経費が重複しない場合に限り、当該補助金の対象となります。
- ※ 事業の実施内容を企画するための従事者の打合せ、視察、交流等に係る経費は補助対象経費と認められません。
- ※ こども・地域食堂の開催に使用したと判断できないものは、補助対象外となる場合があります。

3 補助金額

補助金の額は、下記に定める額と、補助対象経費の総額から当該経費に充てるために徴収した参加費及び他の収入を控除した額を比較して、いずれか小さい額とし、予算の範囲内において交付します。

補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。

1回の開催あたりの参加人数（団体の構成員を除く）	金額
20人以下	4,500円
21人から40人まで	6,000円
41人から60人まで	7,500円
61人から80人まで	9,000円
81人以上	10,000円

※年間12回を上限とする。

4 補助金の申請から実績報告までの主な流れ

着色行が補助金申請団体に対応いただく手続きです。

手続き	時期・提出方法	提出物・備考
交付申請 (団体⇒市)	時期 第1期: 4月15日～ 5月31日 第2期: 6月1日～ 令和8年12月25日 提出方法 持参・郵送・電子メール	①補助金交付申請書 ②事業概要書・収支予算書 ③実施予定日・参加予定人数 ④団体調書・誓約書
審査・ 交付決定通知 (市⇒団体)		・提出書類に基づき、内容確認 (必要に応じて、聞き取り) ・審査後、交付決定通知書を送付
前払い請求 (団体⇒市)	提出方法 持参・郵送・電子メール	①請求書 ②交付決定通知書の写し
支払い (市⇒団体)		口座振込にて支払い

(変更等がある場合) 変更申請 (団体⇒市)	提出方法 持参・郵送・電子メール	①補助金変更等申請書 ②事業概要変更書 ③収支予算変更書
(変更等がある場合) 交付決定変更 (市⇒団体)		・提出書類に基づき、内容確認 (必要に応じて、聞き取り) ・審査後、交付決定変更通知書を送付
実績報告 (団体⇒市)	時期 下記(1)(2)のいずれか早い日まで (1)令和8年度事業の完了後 2週間以内 (2)令和9年3月31日 提出方法 持参・郵送・電子メール	①実績報告書 ②事業報告書 ③収支決算書 ④補助対象経費にかかる領収書等の写し ※事業対象外経費が含まれているものは不可 ⑤事業の開催状況がわかる書類 (広報チラシや、参加人数がわかる写真等)
書類確認・ 確定通知 (市⇒団体)		・提出書類に基づき、内容確認 (必要に応じて、聞き取り・追加 資料請求) ・補助金確定通知書を送付
(変更等がある場合) 精算		【増額の場合】 ・団体→市に請求書を送付 ・市が団体に支払い 【減額の場合】 ・市→団体に返還命令書及び請求書を送付 ・団体が市に支払い

6 よくあるご質問 (Q&A)

No	Q	A
1	他の助成金等を受けていますが、三田市子ども・地域食堂支援事業補助金(当該補助金)に申請可能でしょうか。	三田市以外の他の助成等を受けている事業と同一事業かつ同一費目については、補助対象経費が重複しない場合に限り、当該補助金の対象となります。 ただし、他の助成金等の条件によっては、当該補助金を受けることで対象から外れる場合もありますので、ご注意ください。
2	当該補助金を活用した場合、三田市ふるさと地域交付金は活用できなくなるのでしょうか。	原則、当該補助金を活用している場合は、ふるさと地域交付金を活用することができません。 ※ただし、当該補助金を活用している場合であっても、 <u>当該補助金の対象外経費であり、ふるさと地域交付金の対象経費のもの</u>

		<p><u>の（例：事業の実施内容を企画するための従事者の視察に係る交通費）であれば、ふるさと地域交付金を活用することが可能です。</u></p>
3	<p>「1回の開催あたりの参加人数」には、ボランティアの数を計上してもいいですか。</p>	<p>「1回の開催あたりの参加人数」には、ボランティアの数は計上しないでください。参加人数には、<u>団体の構成員（代表者、運営スタッフ、その他ボランティアなど協力者等）を除いた数</u>をご記入ください。</p>
4	<p>4,000円の領収書（レシート）に、消耗品A（1,000円）と消耗品B（3,000円）が計上されています。消耗品Aに民間の△△助成金を活用し、消耗品Bに当該補助金を活用することはできますか。</p>	<p>4,000円の領収書（レシート）の写しに、消耗品A（1,000円）は△△助成金、消耗品B（3,000円）は当該補助金の対象とされていることが分かるよう記載し、マーカーなどで明確に区分してください。</p>
5	<p>当該補助金を活用し、備品を購入する場合、書類の作成は必要ですか。</p>	<p>備品台帳を作成し、購入備品の名称、購入年月日、購入金額などを記載してください。また、購入備品には、品名、購入年月日、当該補助金を活用したことがわかるようネームシールをはりつけるなどしてください。</p>
6	<p>ボランティア等に支払う謝礼金の単価はいくらですか。また、謝礼金の領収書の様式はありますか。</p>	<p>謝礼金については、<u>1人1回あたり2,000円</u>を上限として認めます。また、謝礼金を支払われた場合は、いつ実施したことも・地域食堂に係る謝礼か、誰がいくら受領したか（受領サインまたは押印あり）が分かる書類をご提出ください。（参考様式「謝礼金受領表」をご活用ください。）</p>
7	<p>食品衛生に関する規程はありますか。</p>	<p>所管の健康福祉事務所に相談し必要に応じた指導・助言を求める等、安全性や衛生管理に十分注意し、参加者や従事者の安全確保に努めてください。</p>
8	<p>交付額の変更等が必要になる場合はどうすればよいでしょうか。</p>	<p>変更申請が必要になります。大幅な変更が見込まれた時点で、三田市子ども政策課にご相談ください。</p>
9	<p>翌年度へ繰り越しすることはできますか。</p>	<p>繰越はできません。未執行の補助金がある場合は、諸手続きを経て返還していただきます。</p>